

七日以上七十日以内八日給半
日分宛、

七、

兵役應召ノ場合ハ其服務
期間日給半日分宛支給
スルコト、

戦役召集ノ場合ハ三ノ一項ニ
ニテリ支給スルコト、

八、

本問題ニ関シ條約者ヲ出サ
ハルコト、

九、

右要求條項ニ對スル回答
期間ハ大正十年七月十六日
午前九時迄トス。

(2)

追加

賀川氏調停ニヨルニ要求承認條項

一、 共済組合ヨツタル事(聯合會及會ニ於テ協榮ス)

二、 會社、都合ニシテ休ニシテハ、日給額ノ半額ヲ支拂フ、
(日没、祭日ハ除外)

解 傭

三、 本人ノ過失ニヨリ解傭ニ遭ル前ニ通知スルコト、又ハ二週
乃至一月日給ヲ支拂ヒ解傭ノコト。

工 賃

四、 常傭者ノ口取底賃金ヲ規定スルコト、

五、 請取ニテ、
一、 賃金
ヲ得ワ、アリシ者、
實ニ常傭ニ變更ノ場合
ハ其常傭賃金カ餘リニ差額ナキヤウスルコト、

(聯合會及會ニ於テ亦承メ)

七、

四週乃至八日給(常傭)半日分宛
ヲ支給ス、

目下、日本ガ諸外國ト交渉ヲ開ク
處ニシテ信ズルヲ以テ考慮ノ必要ヲ
認メズ。

八、

犧牲者ヲ出ヌヲ望マズ、